平成２４年（フ）第３３号
富山県魚津市友道1800番地
債務者　居酒屋とん子こと　坂井　富子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第１４１号
長野県千曲市大字八幡4439番地
債務者　長谷川哲男
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４２号
長野県千曲市大字八幡4439番地
債務者　長谷川礼子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５１号
長野県上田市下武石774番地１
債務者　荻原　り江（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７５号
長野県飯田市松尾明7495番地１
債務者　熊谷由美子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７６号
長野県飯田市鼎一色22番地12
債務者　朝本俊貴こと　李　　俊貴
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２１２号
三重県四日市市富州原町11番12号　四季の館403
債務者　白仁　武彦
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５４２号
兵庫県相生市緑ケ丘２丁目18番３号
債務者　山本　裕香
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２３号
奈良県橿原市西池尻町336番地の１　リバーションシズ206号室
債務者　大原　和也
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
奈良県磯城郡川西町大字下永1271番地の６
債務者　南岡　良謙
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
奈良県大和高田市神楽３丁目７番16号　アルカディアⅠ203号
債務者　柳瀬　裕子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
奈良県磯城郡川西町大字下永672番地の８、前住所奈良県奈良市敷島町１丁目1054番地の１　高木マンション５―201号
債務者　小柳　啓子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
奈良県葛城市今在家231番地１
債務者　日髙　真一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
奈良県磯城郡田原本町159番地の２
債務者　富永　昭子（旧姓藤居）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
鳥取県境港市渡町3619番地１　ビバアース21―Ⅱ１Ｆ
債務者　向井　弘幸
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０５８号
広島市中区榎町９―16―302橋本方、住民票上の住所広島市佐伯区新宮苑12番26―401号畑田ビル
債務者　曽我部仁之
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７０号
広島市中区舟入川口町10番11―403号
債務者　吉田　　宏
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７１号
広島市南区丹那町９番５―101号
債務者　板谷　保則
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部